

東京都	
市区町村数	62

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	語問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						49	46	28				53				
13	101	千代田区	国際平和・男女平等人権課	1	2	1	1			0	第5次千代田区男女平等推進行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
13	102	中央区	総務課	1	2	1	1			2	中央区男女共同参画行動計画2018	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
13	103	港区	人権・男女平等参画担当	1	1	1	1	港区男女平等参画条例	2004年3月19日	2004年4月1日	第4次港区男女平等参画行動計画-みんなが進めよう 男女平等-	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
13	104	新宿区	男女共同参画課	1	1	1	1	新宿区男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日	新宿区第三次男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2024年3月	1	1		
13	105	文京区	総務部総務課ダイバーシティ推進担当	1	2	1	1	文京区男女平等参画推進条例	2013年9月27日	2013年11月1日	文京区男女平等参画推進計画	2017年4月 ~ 2021年3月	0	1		
13	106	台東区	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	東京都台東区男女平等推進基本条例	2014年12月17日	2015年1月1日	台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」	2020年4月 ~ 2025年3月	0	1		
13	107	墨田区	人権同和・男女共同参画課	1	1	1	1	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	2005年12月9日	2006年4月1日	墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
13	108	江東区	総務部 男女共同参画推進センター	1	1	1	1	江東区男女共同参画条例	2004年3月17日	2004年4月1日	男女共同参画KOTOプラン2021	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
13	109	品川区	人権啓発課	1	1	1	1			0	「マイセルフ品川プラン」男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
13	110	目黒区	人権政策課	1	2	1	1	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	2002年3月15日	2002年3月15日	目黒区男女平等・共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
13	111	大田区	総務部 人権・男女平等推進課	1	1	1	1			0	大田区男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
13	112	世田谷区	人権・男女共同参画担当課	1	1	1	1	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	2018年3月6日	2018年4月1日	世田谷区第二次男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
13	113	渋谷区	総務課	1	1	1	1	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2015年3月31日	2015年4月1日	男女平等・多様性社会推進行動計画	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
13	114	中野区	企画課	1	2	1	0	中野区男女平等基本条例	2004年3月29日	2004年4月1日	中野区男女共同参画基本計画(第4次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
13	115	杉並区	管理課	1	1	1	1			0	杉並区男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
13	116	豊島区	男女平等推進センター	1	1	1	1	豊島区男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日	第4次豊島区男女共同参画推進行動計画、第2次豊島区配偶者等暴力防止基本計画、豊島区女性活躍推進計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
13	117	北区	多様性社会推進課	1	2	1	1	東京都北区男女共同参画条例	2006年6月30日	2006年7月1日	北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
13	118	荒川区	荒川区総務企画部総務企画課	1	2	1	1			0	荒川区男女共同参画社会推進計画	2016年3月 ~ 2020年3月	1	1		
13	119	板橋区	男女社会参画課	1	1	1	1	東京都板橋区男女平等参画基本条例	2003年3月6日	2003年3月6日	男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いっぱしアクティブプラン2025	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
13	120	練馬区	総務部人権・男女共同参画課	1	1	1	1			0	第5次練馬区男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1		
13	121	足立区	多様性社会推進課	1	2	1	1	足立区男女共同参画社会推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日	第7次足立区男女共同参画行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
13	122	葛飾区	人権推進課	1	2	1	1	葛飾区男女平等推進条例	2004年3月29日	2004年4月1日	葛飾区男女平等推進計画(第5次)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
13	123	江戸川区	総務部総務課	1	1	1	0			2	江戸川区男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
13	201	八王子市	市民活動推進部 男女共同参画課	1	1	1	1			2	男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1		
13	202	立川市	男女平等参画課	1	1	1	1	立川市男女平等参画基本条例	2007年6月25日	2007年6月25日	立川市第7次男女平等参画推進計画	2020年7月 ~ 2025年3月	1	1		
13	203	武蔵野市	市民活動推進課	1	1	1	1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	2017年3月22日	2017年4月1日	武蔵野市第四次男女平等推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
13	204	三鷹市	企画経営課平和・女性・国際化推進係	1	2	1	1	三鷹市男女平等参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日	男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第2次改定)	2011年4月 ~ 2023年3月	1	1		
13	205	青梅市	市民活動推進課	1	2	1	1			0	第六次青梅市男女平等推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
13	206	府中市	市民協働推進部地域コミュニティ課	1	2	1	1				0	第6次府中市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
13	207	昭島市	子ども家庭部 女性活躍支援担当課	1	2	1	1				3	昭島市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
13	208	調布市	男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	調布市男女共同参画推進プラン(第4次)改訂版	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
13	209	町田市	市民協働推進課 男女平等推進センター	1	1	1	1				2	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第4次町田市男女平等推進計画)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
13	210	小金井市	企画政策課男女共同参画室	1	1	1	1	小金井市男女平等基本条例	2003年6月26日	2003年7月1日		小金井市第6次男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
13	211	小平市	市民協働・男女参画推進課	1	1	1	1	小平市男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2009年4月1日		小平アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
13	212	日野市	企画部平和と人権課	1	2	1	1	日野市男女平等基本条例	2001年12月28日	2002年4月1日		第4次日野市男女平等行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
13	213	東村山市	市民相談・交流課	1	1	1	1	東村山市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年7月1日		東村山市第3次男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1	
13	214	国分寺市	国分寺市 市民生活部 人権平和課	1	2	1	1	国分寺市男女平等推進条例	2007年3月29日	2007年6月1日		第2次国分寺市男女平等推進行動計画	2017年4月 ~ 2025年3月	1	1	
13	215	国立市	市長室	1	2	1	1	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	2017年12月28日	2018年4月1日		国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2024年3月	0	1	
13	218	福生市	協働推進課	1	2	1	0				0	福生市男女共同参画行動計画(第6期)	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
13	219	狛江市	政策室	1	2	1	1				0	狛江市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
13	220	東大和市	地域振興課	1	2	1	1	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第三次東大和市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
13	221	清瀬市	男女共同参画センター	1	1	1	1	男女平等推進条例	2006年6月29日	2006年7月1日		第3次清瀬市男女平等推進プラン	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
13	222	東久留米市	生活文化課	1	2	1	1				3	東久留米市第3次男女平等推進プラン	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
13	223	武蔵村山市	協働推進部協働推進課	1	2	1	1				0	武蔵村山市第四次男女共同参画計画 一ゆーあいプラン	2020年3月 ~ 2024年3月	1	1	
13	224	多摩市	多摩市役所くらしと文化部 平和・人権課	1	2	1	1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	2013年9月30日	2014年1月1日		第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
13	225	稲城市	市民協働課	1	2	1	1				0	稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン)	2016年4月 ~ 2026年3月	0	0	
13	227	羽村市	企画政策課	1	2	1	1	羽村市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第4次羽村市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	0	1	
13	228	あきる野市	企画政策部企画政策課	1	2	1	0				0	第4次あきる野男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
13	229	西東京市	協働コミュニティ課	1	2	1	1				3	西東京市第4次男女平等参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
13	303	瑞穂町	企画課	1	2	0	1				0	第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
13	305	日の出町	企画財政課	1	2	0	0				0					1
13	307	檜原村	企画財政課	1	2	0	0				0					0
13	308	奥多摩町	企画財政課	1	2	0	0				0	奥多摩町長期総合計画	2015年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0	
13	361	大島町	総務課	1	2	0	0				0					0
13	362	利島村	総務課	1	2	0	0				0	利島村における次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	2016年4月1日 ~ 2021年3月31日	1	1	
13	363	新島村	総務課	1	2	0	0				0					0
13	364	神津島村	総務課	1	2	0	0				0	神津島村特定事業主行動計画	2016年4月1日 ~ 2021年3月31日	1	1	
13	381	三宅村	総務課 庶務係	1	2	0	0				0					0
13	382	御蔵島村	総務課	1	2	0	0				3					0
13	401	八丈町	企画財政課	1	2	0	0				0					1
13	402	青ヶ島村	総務課	1	2	0	0				0					0
13	421	小笠原村	総務課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号				直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			40							8	32	27	9	5	32	5	3
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	MIW(ミュウ)	102-8688	東京都千代田区九段南1-2-1	03-5211-8845	03-5211-8846	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/miw/index.html	○	○		○				○
13	102	中央区	中央区立女性センター	ブーケ21	104-0043	東京都中央区湊1-1-1	03-5543-0651	03-5543-0652	http://bouquet21.genki365.net/	○		○			○		
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	リーブラ	105-0023	港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦	03-3456-4149	03-3456-1254	https://www.minatolibra.jp		○		○				○
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	ウイズ新宿	160-0007	新宿区荒木町16	03-3341-0801	03-3341-0740	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index12_01.html	○		○				○	
13	105	文京区	文京区男女平等センター		113-0033	文京区本郷4-8-3	03-3814-6159	03-5689-4534	https://www.bunkyo-danjo.jp/	○			○				○
13	106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	はばたき21	111-8621	台東区西浅草3-25-16生涯学習センター4階	03-5246-5816	03-5246-5814	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/jinken/habataki21/index.html		○	○				○	
13	107	墨田区	すみだ女性センター	すずかけ	131-0045	墨田区押上2-12-7-111	03-5608-1771	03-5608-1770	https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/sumida_zvoseicenter/index.html		○	○				○	
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	パルシティ江東	135-0011	江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東内	03-5683-0341	03-5683-0340	https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/center/index.html		○	○				○	
13	109	品川区	品川区男女共同参画センター		140-0011	品川区東大井5-18-1 きゅりあん3階	03-5479-4104	03-5479-4111	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/index.html		○	○				○	
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター		153-0061	目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内	03-5721-8570	03-5721-8574	https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/sonota/danjo/		○	○				○	
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	エセナおおた	143-0016	大田区大森北4-16-4	03-3766-4586	03-5764-0604	https://www.escenaota.jp	○			○				○
13	112	世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター	らぶらす	154-0004	東京都世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3~5階	03-6450-8510	03-6450-8511	http://www.laplace-setagaya.net/	○				○			○
13	113	渋谷区	男女平等・ダイバーシティセンター	アイリス	150-0031	東京都渋谷区桜丘町23-21渋谷区文化総合センター大和田8階	03-3464-3395	03-3463-3398	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/		○	○				○	

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等							単 独	複 合	施設管理		事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	直 営	指 定 管 理 者			そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他		
																		その他	その他
13	114	中野区																	
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	ゆう杉並	167-0051	杉並区荻窪1-56-3	03-3393-4410	03-3393-4716	https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1005363.html	○				○	○				
13	116	豊島区	豊島区男女平等推進センター	エポック10	171-0021	東京都豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ3階	03-5952-9501	03-5391-1015	http://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/004668.html	○	○				○				
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	スペースゆう	114-8503	東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階	03-3913-0161	03-3913-0081	https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/spaceyuu/index.html	○	○				○				
13	118	荒川区	荒川区立男女平等推進センター	アクト21	116-0012	荒川区東尾久5-9-3	03-3809-2890	03-3809-2891	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/	○	○				○				
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	スクエア・I(あい)	①173-0015 ②173-8501	①情報資料コーナー・団体交流コーナー:板橋区栄町36-1 ②相談室:板橋区板橋2-66-1	03-3579-2790	03-3579-2129	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/index.html	○	○				○				
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	えーる	177-0041	東京都練馬区石神井町8丁目1番10号	03-3996-9005	03-3996-9010	https://www.nerima-yell.com/		○		○					○	
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ		123-0851	東京都足立区梅田7-33-1	03-3880-5222	03-3880-0133	https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chikibunka/kuminsanka/sankaku.html		○		○			○			
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	ウイメンズパル	124-0012	葛飾区立石5-27-1	03-5698-2211	03-5698-2315	http://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1000097/1006913.html	○	○				○				
13	123	江戸川区	人権・男女共同参画推進センター		132-0011	東京都江戸川区瑞江2-9-15	03-6638-8089	03-6231-8171	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/jinken.html	○		○			○				
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター		192-0082	東京都八王子市東町5-6 クリエイトホール8階	042-648-2230	042-644-3910	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/003/index.html		○	○			○				
13	202	立川市	立川市女性総合センター	アイム	190-0012	東京都立川市曙町2-36-2	042-528-6801	042-528-6805	http://www.city.tachikawa.lg.jp		○	○			○				
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	ヒューマン あい	180-0022	東京都武蔵野市境2-3-7 市民会館1階	0422-37-3410	0422-38-6239	http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shiminkatsudo/danjokyodosankaku/danjocenter/index.html		○	○			○				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	愛称・通称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体						
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		事業運営				
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
13	204	三鷹市	女性交流室		181-0013	東京都三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ4階	0422-43-7812	0422-40-5566	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html	○			○	○				
13	205	青梅市																
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	フチュール	183-0034	府中市住吉町1-84 スターザ府中中河原4階	042-351-4600	042-351-4603	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetu/komyunite/wcenter/danz yokoyoudou.html	○		○			○			
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター		196-0012	昭島市つつじが丘3-3-15	042-519-2277	042-519-2803	https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html		○	○			○			
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター		182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティ3階(市民プラザあくろす内)	042-443-1213	042-443-1212	http://chofu-danjyo.jp/		○		○		○			
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター	(特になし)	194-0013	町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3階	042-723-2908	042-723-2946	https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html		○	○			○			
13	210	小金井市																
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	ひらく	187-0031	小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東2階	042-346-9618	042-346-9575	https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html		○		○		○			
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	ふらっと	191-0062	日野市多摩平2-9多摩平の森ふれあい館2F	042-584-2733	042-584-2748	http://www.city.hino.lg.jp/shisetu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html		○	○			○			
13	213	東村山市																
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	ライツこくぶんじ	185-0034	東京都国分寺市光町1-46-8	042-573-4378	042-573-4388	https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html		○	○			○			
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	パラソル	186-0001	国立市北1-14-1「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内	042-501-6990	042-501-6991	http://kuni-sta.com/		○	○					○	
13	218	福生市																
13	219	狛江市																
13	220	東大和市																
13	221	清瀬市	男女共同参画センター	アイレック	204-0021	東京都清瀬市元町1-2-11 アミュービル4階	042-495-7002	042-495-7008	http://www.city.kiyose.lg.jp		○			○	○			
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	フィフティ2	203-8555	東京都東久留米市本町3-3-1	042-472-0061	042-472-1131	https://www.city.higashikurume.lg.jp		○	○			○			
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市男女共同参画センター	ゆーあい	208-0012	東京都武蔵村山市緑が丘1460-1111-1	042-590-0755	042-567-1433	https://fureai.csplace.com/		○		○				○	
13	224	多摩市	多摩市立TAMA女性センター		206-0011	東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階	042-355-2110	042-339-0491	https://www.city.tama.lg.jp/000004278.html		○	○			○			
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター		206-0802	東京都稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ内	042-378-2112	042-378-6971	https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/shakaikyoku/plaza/shisetsu/danjyoyoudousuisincenter.html		○			○	○			
13	227	羽村市																
13	228	あきる野市																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設 形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等						単 独	複 合	施設管理			事業運営	
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	直 営	指 定 管 理 者			そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
																		住所
13	229	西東京市	西東京市男女平等推進センター	バリテ	202-0005	東京都西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内	042-439-0075	042-422-5375	https://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/other/dannjiyo.html		○	○				○		
13	303	瑞穂町																
13	305	日の出町																
13	307	檜原村																
13	308	奥多摩町																
13	361	大島町																
13	362	利島村																
13	363	新島村																
13	364	神津島村																
13	381	三宅村																
13	382	御蔵島村																
13	401	八丈町																
13	402	青ヶ島村																
13	421	小笠原村																

東京都

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報提供・情報収集	苦情処理	交流促進	企業との連携	国際交流	調査研究	その他		
			40							39	39	38	38	17	35	18	1	16	
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	1998年10月1日	6	12	44,817	○	○	○	○								登録団体向けミーティングルーム・グループブロッカーの貸出し
13	102	中央区	中央区立女性センター	1993年4月28日	3	17	67,417	○	○	○									講座・相談における託児、ワーク・ライフ・バランス
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	1980年4月8日	17	18	120,617	○	○	○	○	○	○						団体育成支援、助成事業等
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	1983年1月20日	7	3	98,442	○	○	○	○	○	○					○	
13	105	文京区	文京区男女平等センター	1986年9月3日	6	5	71,198	○	○	○	○	○	○						
13	106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	2001年9月26日	5	4	46,208	○	○	○	○								
13	107	墨田区	すみだ女性センター	1990年7月27日	4	3	45,431	○	○	○	○								
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	1991年4月1日	24	22	170,608	○	○	○	○	○						○	人材育成事業(バルカレッジ)、一時保育事業
13	109	品川区	品川区男女共同参画センター	1988年10月1日	2	2	16,182	○	○	○	○								
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター	1992年7月14日	3	2	23,551	○	○	○	○	○	○						
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	2000年4月1日	3	15	59,308	○	○	○	○								
13	112	世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター	1991年2月1日	5	27	66,240	○	○	○	○							○	研修室の貸出、講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス(新型コロナウイルスの影響により一部中止の場合あり)
13	113	渋谷区	男女平等・ダイバーシティセンター	1992年1月23日	4	3	32,414	○	○	○	○	○	○					○	
13	114	中野区																	
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	1997年9月1日	1	0	15,755	○	○	○	○								
13	116	豊島区	豊島区男女平等推進センター	1992年6月10日	5	13	25,706	○	○	○	○	○							パートナーシップ制度、区職員向け男女共同参画研修実施、男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会(区における女性活躍推進に関することについて審議する)
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	1971年3月1日	5	5	30,911	○	○	○	○	○	○					○	施設内に社会福祉法人が運営する喫茶スペースを設け、交流等を図っている
13	118	荒川区	荒川区立男女平等推進センター	1996年6月1日	2	1	32,312	○	○	○	○								
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	1999年10月1日	6	0	20,095	○	○	○	○	○							男女平等フォーラム、いたばしパパ月間、ダイバーシティフェアの実施
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	1987年4月1日	6	10	94,940	○	○	○	○	○	○						フェスティバル事業、区民の企画による講座
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ	1988年4月21日	7	2	46,222	○	○	○	○	○	○					○	
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	1989年10月1日	4	5	18,286	○	○	○	○	○	○						講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										その他	
					常 勤	非 常 勤		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究			
13	123	江戸川区	人権・男女共同参画推進センター	2020年4月1日	18	6	26,378	○	○	○	○								
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター	2003年12月13日	7	13	29,400	○	○	○	○			○	○		○	○	ほっとタイムサービス(学習支援・求職支援のための子どもの一時預かり)
13	202	立川市	立川市女性総合センター	1994年10月16日	3	1	31,758	○	○	○	○	○	○				○	○	男女平等参画推進のための講座を実施する際の保育事業
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	1998年11月1日	2	6	19,059	○	○	○	○	○					○		
13	204	三鷹市	女性交流室	1992年10月1日	3	2	2,481				○	○	○						
13	205	青梅市																	
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	1995年2月22日	4	13	41,928	○	○	○	○				○				
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター	2020年3月28日	4	1	6,570	○	○	○				○					
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター	2005年2月1日	5	7	8,244	○	○	○	○			○					
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター	1999年12月6日	5	1	11,022	○	○	○	○			○	○				
13	210	小金井市																	
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	2004年1月29日	0	1	2,304	○	○		○			○					
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	2004年3月8日	7	2	2,271	○	○	○	○	○	○				○		
13	213	東村山市																	
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	1994年11月10日	4	2	3,737	○	○	○	○			○	○		○		
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	2018年5月14日	1	6	14,940	○	○	○	○			○	○		○		
13	218	福生市																	
13	219	狛江市																	
13	220	東大和市																	
13	221	清瀬市	男女共同参画センター	1995年10月1日	5	2	14,964	○	○	○	○	○	○				○		
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	2004年4月1日	0	2	8,880	○	○	○	○			○					
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市男女共同参画センター	2006年9月1日	3	9	40,408	○	○	○	○			○	○				人材育成(中学生職場体験、大学生インターン)
13	224	多摩市	多摩市立TAMA女性センター	1999年9月23日	4	0	4,164	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター	2005年4月1日	0	0	1,431	○	○	○	○						○		
13	227	羽村市																	
13	228	あきる野市																	
13	229	西東京市	西東京市男女平等推進センター	2008年4月1日	4	5	23,263	○	○	○	○			○			○		男女平等参画推進計画の策定及び進行管理
13	303	瑞穂町																	
13	305	日の出町																	
13	307	檜原村																	
13	308	奥多摩町																	
13	361	大島町																	
13	362	利島村																	
13	363	新島村																	
13	364	神津島村																	
13	381	三宅村																	
13	382	御蔵島村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他		
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究	
13	401	八丈町																
13	402	青ヶ島村																
13	421	小笠原村																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

東京都

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				13		49	2	4.1	76	7	9.2	13	1	7.7	13	0	0.0	8,785	1,145	13.0
13	101	千代田区				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
13	102	中央区				1	0	0.0	2	0	0.0							177	13	7.3
13	103	港区				1	0	0.0	2	0	0.0							225	17	7.6
13	104	新宿区				1	0	0.0	2	0	0.0							197	18	9.1
13	105	文京区				1	0	0.0	1	1	100.0							154	11	7.1
13	106	台東区				1	0	0.0	1	0	0.0							198	3	1.5
13	107	墨田区				1	0	0.0	1	0	0.0							171	10	5.8
13	108	江東区				1	0	0.0	2	1	50.0							279	42	15.1
13	109	品川区				1	0	0.0	2	0	0.0							201	19	9.5
13	110	目黒区				1	0	0.0	1	0	0.0							82	11	13.4
13	111	大田区				1	0	0.0	2	0	0.0							218	13	6.0
13	112	世田谷区				1	0	0.0	3	0	0.0							194	31	16.0
13	113	渋谷区				1	0	0.0	2	0	0.0							105	11	10.5
13	114	中野区				1	0	0.0	2	0	0.0							107	17	15.9
13	115	杉並区	1997年12月1日	杉並区男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							155	31	20.0
13	116	豊島区	2002年2月15日	豊島区男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							129	13	10.1
13	117	北区				1	0	0.0	2	1	50.0							182	21	11.5
13	118	荒川区				1	0	0.0	2	0	0.0							126	5	4.0
13	119	板橋区				1	0	0.0	1	0	0.0							211	19	9.0
13	120	練馬区				1	0	0.0	2	0	0.0							250	40	16.0
13	121	足立区				1	1	100.0	2	0	0.0							433	60	13.9
13	122	葛飾区				1	0	0.0	2	0	0.0							238	18	7.6
13	123	江戸川区				1	0	0.0	2	0	0.0							274	32	11.7
13	201	八王子市	1999年12月6日	八王子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	2	1	50.0							575	59	10.3
13	202	立川市	1996年10月2日	立川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							180	31	17.2
13	203	武蔵野市				1	1	100.0	2	0	0.0									
13	204	三鷹市	1988年1月1日	三鷹市女性憲章	4	1	0	0.0	2	0	0.0							95	18	18.9
13	205	青梅市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	3	1.8
13	206	府中市	1999年11月3日	府中市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							391	76	19.4
13	207	昭島市	2003年1月1日	昭島市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							97	18	18.6
13	208	調布市				1	0	0.0	2	0	0.0							339	93	27.4
13	209	町田市	2001年2月1日	町田市男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							310	53	17.1
13	210	小金井市	1996年12月3日	男女平等都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							72	13	18.1
13	211	小平市				1	0	0.0	1	0	0.0							361	91	25.2
13	212	日野市	1998年9月28日	日野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							237	53	22.4
13	213	東村山市				1	0	0.0	2	1	50.0							303	77	25.4
13	214	国分寺市				1	0	0.0	2	0	0.0							126	不明	
13	215	国立市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	13	18.3
13	218	福生市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	市 区 うち 女性 市 区 長 数	市 区 うち 女性 市 区 長 数 (%)	副 市 区 長 数	副 市 区 うち 女性 副 市 区 長 数	副 市 区 うち 女性 副 市 区 長 数 (%)	町 村 長 数	町 村 うち 女性 町 村 長 数	町 村 うち 女性 町 村 長 数 (%)	副 町 村 長 数	副 町 村 うち 女性 副 町 村 長 数	副 町 村 うち 女性 副 町 村 長 数 (%)	自 治 会 長 数	自 治 会 うち 女性 自 治 会 長 数	自 治 会 うち 女性 自 治 会 長 数 (%)	
13 219	13 219	狛江市				1	0	0.0	1	0	0.0										
13 220	13 220	東大和市	2001年2月18日	2		東大和市男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	1	0	0.0						70	11	15.7	
13 221	13 221	清瀬市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	36	21.6	
13 222	13 222	東久留米市	2000年10月1日	4		東久留米市男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	1	0	0.0						121	22	18.2	
13 223	13 223	武蔵村山市				1	0	0.0	1	0	0.0							56	8	14.3	
13 224	13 224	多摩市				1	0	0.0	2	1	50.0							94	性別は把握していない		
13 225	13 225	稲城市				1	0	0.0	1	0	0.0							37	2	5.4	
13 227	13 227	羽村市	1997年11月1日	2		自分らしく生きよう”はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～	1	0	0.0	1	0	0.0						39	1	2.6	
13 228	13 228	あきる野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	5	6.0	
13 229	13 229	西東京市				1	0	0.0	0	0	0							219	-		
13 303	13 303	瑞穂町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	3	7.5
13 305	13 305	日の出町											1	1	100.0	1	0	0.0	27	0	0.0
13 307	13 307	檜原村											1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
13 308	13 308	奥多摩町											1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
13 361	13 361	大島町											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13 362	13 362	利島村											1	0	0.0	1	0	0.0			
13 363	13 363	新島村											1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
13 364	13 364	神津島村											1	0	0.0	1	0	0.0	10	2	20.0
13 381	13 381	三宅村											1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
13 382	13 382	御蔵島村											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13 401	13 401	八丈町											1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
13 402	13 402	青ヶ島村											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13 421	13 421	小笠原村											1	0	0.0	1	0	0.0			

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
																															2021年3月31日	2	2020年3月31日	2	2021年3月31日	
13 207	昭島市	40.0	2021年3月	63	56	768	243	31.6	附属機関(委員会・審議会等)						42	39	544	162	29.8	5	3	26	5	19.2	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2021年3月31日	2	2020年3月31日	2	2021年3月31日
13 208	調布市	40.0	2022年3月	89	82	1,206	403	33.4	地方自治法(第180条の5)に基づく行政委員会、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、規則・要綱等に基づく審議会等						36	36	502	159	31.7	5	4	38	5	13.2	32	6	18.8	33	6	18.2	1	1	1	1	1	
13 209	町田市	40.0	2022年3月	68	55	892	257	28.8	附属機関・懇談会等						39	33	558	160	28.7	5	2	35	3	8.6	34	3	8.8	35	3	8.6	1	1	1	1	1	
13 210	小金井市	50.0	2026年3月	73	66	801	271	33.8	法律又は政令、条例等により設置						51	46	647	204	31.5	5	5	28	7	25.0	28	5	17.9	29	5	17.2	1	1	1	1	1	
13 211	小平市	50.0	2021年3月	59	53	956	424	44.4	地方自治法第180条の5に基づく委員会、条例に基づく附属機関、その他要綱に基づく類似機関						41	38	546	229	41.9	5	4	28	7	25.0	32	8	25.0	33	8	24.2	1	1	1	1	1	
13 212	日野市	40.0	2026年3月	90	78	1,316	415	31.5	1. 法律又は、政令、条例、要綱等により設置されている審議会等 2. 法律により設置されている委員会 3. 条例、規則により設置されているもの 4. 要綱により設置されているもの						47	42	805	304	37.8	5	3	29	4	13.8	26	7	26.9	27	7	25.9	1	1	1	1	1	
13 213	東村山市	30.0	2020年4月	69	60	823	257	31.2	行政委員会、地方自治法第202条の3で規程されているもの、その他法律、条例により設置されているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3参照)、設置要綱などにより、長の諮問機関として設置されている審議会等						42	39	539	152	28.2	5	2	29	4	13.8	33	6	18.2	34	6	17.6	1	1	1	1	1	
13 214	国分寺市	2024年までに40%		97	83	1,144	426	37.2	地方自治法(202条の3)に基づく審議会、要綱等により設置されている委員会、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等						47	38	496	149	30.0	5	3	28	5	17.9	32	4	12.5	33	4	12.1	1	1	1	1	1	
13 215	国立市	男女ともに30%以上である審議会等の割合90%	2024年3月	58	53	644	195	30.3	地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置する付属機関及び要綱に基づき設置する懇談会等。						41	39	459	142	30.9	5	3	24	3	12.5		25	2	8.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日		
13 218	福生市	35.0	2027年3月	35	30	390	126	32.3	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、規則に基づく審議会等。						27	25	338	112	33.1	5	2	21	3	14.3	29	4	13.8	30	4	13.3	1	1	1	1	1	
13 219	狛江市	40.0		41	39	458	147	32.1	条例等に基づき設置する審議会、委員会並びに協議会等						33	32	377	117	31.0	5	2	25	4	16.0	28	8	28.6	29	8	27.6	1	1	1	1	1	
13 220	東大和市	40.0	2030年3月	44	37	604	172	28.5	行政委員会、附属機関、法律・条例により設置されているもの、設置要綱により長の私的諮問機関として設置されているもの。						33	29	433	116	26.8	5	3	28	8	28.6	24	5	20.8	25	5	20.0	1	1	1	1	1	
13 221	清瀬市	30.0	2027年	56	52	591	231	39.1	1. 法律又は政令により設置されている審議会 2. 法律により設置されている委員会 3. 条例、規則により設置されているもの 4. 要綱により設置されているもの						13	13	175	65	37.1	5	5	28	6	21.4	25	10	40.0	26	10	38.5	1	1	1	1	1	
13 222	東久留米市	50.0		59	49	761	275	36.1	1. 法律又は政令により設置されているもの、2. 条例、規則により設置されているもの、3. 要綱等により設置されているもの						27	24	312	89	28.5	5	3	27	5	18.5	21	3	14.3	22	3	13.6	2	2020年10月1日	2	2020年10月1日	2	2020年10月1日
13 223	武蔵村山市	40.0	2024年3月	80	67	1,128	364	32.3	法律、条例、規則、または要綱により設置されている審議会等						18	16	301	70	23.3	5	2	27	3	11.1	28	3	10.7	29	3	10.3	1	1	1	1	1	
13 224	多摩市	50.0	2021年3月	59	55	769	296	38.5	行政委員会(地方自治法第180条)及び委員会・審議会(地方自治法第202条の3、設置要綱等)						33	31	411	134	32.6	5	4	26	7	26.9	24	3	12.5	25	3	12.0	1	1	1	1	1	
13 225	稲城市	40.0	2026年3月	60	50	738	215	29.1	・法律又は政令により設置されている審議会等 ・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) ・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 ・要綱等により設置されている懇談会、会議等						27	24	347	100	28.8	5	2	25	4	16.0	17	3	17.6	18	3	16.7	1	1	1	1	1	
13 227	羽村市	32.6	2022年3月	62	54	935	265	28.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、第180条の5に基づく委員会、要綱等により設置されている懇談会、会議等						27	23	341	75	22.0	5	2	22	3	13.6	27	3	11.1	28	3	10.7	2	2021年3月1日	2	2021年3月1日	2	2021年3月1日
13 228	あきる野市	45 ※女性比率が30%以上の委員会の割合	2021年3月	57	48	932	334	35.8	地方自治法第180条の5及び地方自治法第202条の3に定めるもののほか、条例や要綱で定めのある委員会等						22	18	273	50	18.3	5	2	28	3	10.7	35	4	11.4	36	4	11.1	1	1	1	1	1	1
13 229	西東京市	40.0	2023年4月	54	46	730	236	32.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会、その他審議会等						41	35	582	184	31.6	5	3	34	5	14.7	33	4	12.1	34	4	11.8	1	1	1	1	1	
13 303	瑞穂町	30.0	2025年3月	72	51	903	240	26.6	町の全関連委員会						43	28	597	132	22.1	5	2	28	3	10.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1	1	1	1	1	
13 305	日の出町														20	15	277	60	21.7	5	2	27	3	11.1			35	5	14.3	1	1	1	1	1		
13 307	檜原村														0	0	0	0	0	0	0	0	0													
13 308	奥多摩町	50.0	2025年3月	36	28	360	139	38.6	法律又は政令により設置されている審議会等						10	9	116	31	26.7	4	2	13	2	15.4	27	0	0.0	28	0	0.0	1	1	1	1	1	
13 361	大島町														7	6	77	11	14.3	5	3	24	3	12.5	23	1	4.3	24	1	4.2	1	1	1	1	1	
13 362	利島村														6	5	36	12	33.3	5	1	16	2	12.5	5	0	0.0	6	0	0.0	1	1	1	1	1	
13 363	新島村														5	5	53	8	15.1	5	3	27	7	25.9	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1	1	1	
13 364	神津島村														12	7	100	18	18.0	5	3	27	6	22.2	19	1	5.3	20	1	5.0	1	1	1	1	1	
13 381	三宅村														11	9	116	20	17.2	5	5	21	6	28.6	21	0	0.0	22	0	0.0	1	1	1	1	1	
13 382	御蔵島村														1	1	9	2	22.2	3	2	12	4	33.3												
13 401	八丈町														13	10	171	34	19.9	5	1	27	2	7.4	18	0	0.0	19	0	0.0	1	1	1	1	1	
13 402	青ヶ島村														1	1	10	2	20.0	4	2	14	4	28.6	9	2	22.2	10	2	20.0	1	1	1	1	1	
13 421	小笠原村														4	2	62	5	8.1	5	4	20	6	30.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1	1	1	1	1	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県 市 町 村 区 支 庁 名	市区町村名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休)が制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例がない								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		46	1の合計	56	13	0	33		7			35	33	34	34	41	34		
		13	2の合計	2	43	34	23		44			6	5	7	6	13	9		
		0	3の合計	4		22	0		5			3	3	2	2	1	2		
		3	4の合計	0								18	21	19	20	7	16		
13101	千代田区	2	千代田区議会	1	1	2	1	千代田区議会議事規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第61条の2第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 ※上記条文の施行は、令和3年6月22日規則の一部改正で期間を明記した。	2		1	1	1	1	1	1	1		
13102	中央区	1	中央区議会	1	2	3	2	中央区職員旧姓使用取扱要綱 (使用範囲) 第3条 第5条の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、法令等の規定に抵触しないもので、職務遂行上又は事務処理上監督を担うものないものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。 2 職務遂行上又は事務処理上監督を担うおそれのあるものの範囲は、総務部長が別に定める。 (使用申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、別記第1号様式による旧姓使用申請書により、区長に申請しなければならない。 2 前項の規定による申請は、中央区職員職務規程第3条第2項の履歴事項異動届の提出と併せて行われなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (使用承認・不承認) 第5条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合において、承認することが適当と認めるときは別記第2号様式による旧姓使用承認通知書を、承認しないことが適当と認めるときは別記第3号様式による旧姓使用不承認通知書を、申請者に交付する。	2		2	2	2	2	2	2	2	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」という制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、産後に産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
13	103	港区	1	港区職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表1のとおりとする。 2 別表2に掲げる文書等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、旧姓を使用することができない。 (1) 法令等によって、戸籍上の氏名を使用することが定められている文書 (2) 区長、国、他の地方公共団体、その他団体等(以下「区長等」という。)に対する決定、申請、報告等の文書等。ただし、専ら職務遂行上又は事務処理上、旧姓を使用しても誤解や混乱をまじるおそれがない文書等については、この限りでない。 (3) 権利義務、身分等に関係する文書等 【別表1】 ○出勤簿、年次有給休暇簿、休暇簿、職務専念義務免除申請書など ○職種変更申請書等受領手続など (ただし、管理職試験等特別区人事委員会が実施する試験を除く。) ○指令通知書(昇任、昇格、昇給、異動)など ○出席簿、通勤簿、扶養控除(異動)届、給与減額免除申請書、近接地外 ○旅行命令簿、日額旅費指定(解除)申請書など ○職員生年金各種給付申込書・職員住宅入居・退去関係書類など ○研修名札、研修生推薦書など ○監交文書、支出命令書、通知・照会・回答などの一般文書 ○印-ムプレート、公務連絡カード、事務分担表、出席簿、回覧用紙など ○職員出納員、現金取扱員、物品出納員など (ただし、登録時に旧姓を併記した場合に限る。)	港区議会	1	2	2	1	3	減額規定はあり。ただし、産前産後の休業は運用除外となっている。	1	1	1	1	1	1	1	
13	104	新宿区	1	新宿区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。□	新宿区議会	1	2	2	1	2	議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1	4	
13	105	文京区	1	文京区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍に記載される氏を変更した後も、当該変更前の氏を引継ぎ職務において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	文京区議会	1	1	2	1	1	文京区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第2条(欠席の届出) 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	議員活動ができない期間 減額の割合 百八十日を超え三百六十五日以下であるとき 百分の二十 三百六十五日を超えるとき 百分の五十 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が百八十日を超える日の属する月の翌月(その日がその月の日であるときは、その日の属する月)以降、区議会の会簿等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認められている。」の運用が認められているか。	問3 問1で、1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	問4 問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間よりも短い。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、適法に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、適法に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
13	106	台東区	台東区議員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された議員は、法令等に抵触しない文書等で、職務遂行上または事務処理上協解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	台東区議会	1	2	2	1	東京都台東区議会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
13	107	墨田区	墨田区議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏(以下「戸籍氏」という。)を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	墨田区議会事務局	1	2	2	1	墨田区議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、疾病、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付付、当日の朝開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	1	4	4	4	1	1
13	108	江東区	江東区議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めること(以下「改姓」という。)による職務上の不利益、負担等を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。	江東区議会	1	2	2	1	江東区議会議規則第2条第2項 「議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	2	1	1	1	1	1	1
13	109	品川区		品川区議会	1	2	2	1	品川区議会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2	1	1	1	1	1	
13	110	目黒区		目黒区議会	1	2	3	2		2	1	4	4	4	2	2
13	111	大田区		大田区議会	1	1	3	2		2	4	4	4	4	1	1
13	112	世田谷区	世田谷区議員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 議員は、区長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を定めて文書、公簿の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合を除き旧姓を使用することができる。	世田谷区議会	1	2	2	1	世田谷区議会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
13	113	渋谷区	渋谷区議員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された議員(以下「旧姓使用議員」という。)は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行上または事務処理上協解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとし、その使用範囲は、人事担当部長が別に定める。	渋谷区議会	1	2	3	2		2	3	3	3	3	2	3
13	114	中野区	中野区議員通称使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。	中野区議会	1	2	2	1	中野区議会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4

都 市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はない」か。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
町	町		議 会 名							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
川	川	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後休業期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後休業期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例								
13	115	杉並区	1	杉並区議会	1	3	2		1					1	1			
杉並区職員旧姓使用取扱要綱 (使用申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、庶務事務システム(電子計算機を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ)に所定事項を入力することにより区表に申請しなければならぬ。ただし、これにより悪い場合は、旧姓使用申請書(第1号様式)により、申請することができる。 2 前項の申請は、杉並区職員職務規程(昭和50年杉並区訓令第9号)第3条第2項の履歴事項異動の届又は杉並区非常勤職員取扱要綱(昭和60年3月7日杉並総務第84号)第3の履歴事項異動届(以下「履歴事項異動届等」という。))の提出時に行なうよう努めるものとする。 (復用承認) 第5条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、旧姓復用承認書(第2号様式)により申請者に通知する。			杉並区議会	1	3	2		1					2	2	2	2	1	1
13	116	豊島区	1	豊島区議会	1	2	2	1	2					1	1	1	1	1
豊島区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、結婚その他の理由による姓を改める者の負担を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続きを定めるものとする。 職員の前項規程 第三条の二 職員は、結婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、区長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は、旧姓使用申請書(以下「旧姓使用申請書」という。)を提出し、区長が別に定めることにより選りかきに申し出なければならない。 2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の種類をい、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 旧姓使用の通知を受けた職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受けた職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、区長及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。			豊島区議会	1	2	2	1		2					1	1	1	1	1
13	117	北区	1	北区議会	1	2	2	1	1					1	1	1	1	1
東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、看護等の出産準備その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			北区議会	1	2	2	1		1					1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認められているか。」	問3 問1で、1.を選択した場合、「取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。」	問4 問1で、1.を選択した場合、「産前産後の期間の明記はあるか。」	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
コ ー ド 名	市区町村名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
13118	荒川区	2		荒川区議会	3													
13119	板橋区	2		板橋区議会	1	2	2	1	東京都板橋区議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								
13120	練馬区	1	練馬区議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻その他の事由により戸籍の氏を改めた後も、職務を円滑に遂行するために、引き継ぎ従前の戸籍上の氏を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	練馬区議会	1	2	2	1	練馬区議会会議規則 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1								
13121	足立区	1	足立区議員服務規程 (旧姓使用) 第3条の2 議員は、婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は旧姓使用を中止することを希望する場合は、速やかに申し出なければならない。	足立区議会	1	2	3	2		2								
13122	葛飾区	2		葛飾区議会	1	2	2	1	葛飾区議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								2

都 市 区	市 区	市 区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
市 区	市 区	市 区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後休業期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	123	江戸川区	1	江戸川区議員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 通称 婚姻、親子縁組等の事由により改称する以前に使用していた氏名及び外国籍の議員の住民票に記載されている通称をいう。 (2) 戸籍名 戸籍に記載されている氏名をいう。 (3) 職責 常勤勤務することを要する一般職の議員をいう。 一 改正正(平成22年要綱103号・24年67号) (使用範囲) 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された議員は、通称を使用して押印その他日常業務を行うものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 戸籍名の確認又は戸籍名による処理が必要なものについては、戸籍名と通称を併記する。 (2) 次に掲げる文書については、戸籍名を使用する。 ア 法令等により戸籍名を使用することが義務付けられているもの イ 他の機関等から戸籍名を使用することが求められているもの ロ 第1項の議員に係る職員証については、通称を記載して発行する。 (使用申請) 第4条 通称を使用しようとする議員は、通称使用申請書により、区長に申請しなければならない。 (使用承認) 第5条 区長は前条の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めるときは、通称使用承認書により申請者に通知する。 (責務) 第6条 前条の規定により通称の使用の承認を受けた議員(以下「通称使用議員」という。)は、通称を使用するに当たって、常に適正な使用に努めなければならない。 ロ 区長は、通称使用議員会籍を繰越、通称使用議員に係る通称、戸籍名、承認年月日等必要な事項を記載する。 (中止の申請等) 第7条 通称使用議員は、通称の使用を中止しようとするときは、通称使用中止申請書により区長に申請しなければならない。 2. 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めるときは、通称使用中止承認書により通知する。 (使用の取消し) 第8条 区長は、通称使用議員が次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。 (1) 偽りその他の不正な手段により使用の承認を受けたとき。 (2) その他、区長が取消しを必要と認めるとき。 (報告等) 第9条 総務部長は、この要綱の運用状況について、必要と認めるときは所属長から報告を求め、指導し、又は適当な措置を講ずることができる。 (様式) 第10条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。 (委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部職員課長が別に定める。	江戸川区議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1
13	201	八王子市	2	八王子市議会	1	2	2	1	八王子市議会会議規則 第2条 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日の日から当該出産の日後の週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2	1	1	1	1	1	1	

都 市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
区	町	村	議会名	1 2014年度以前	2 2015年度以降	1 労働基準法65条の期間よりも短い。	2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。	1 あり 2 なし 3 その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
13	202	立川市	1	立川市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することのできる文書等は、法令等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用されているもので、職務遂行上又は事務処理上関係や混乱を招くおそれのないもので次の各号に掲げるものとする。 (1) 職責書 (2) 職責書 (3) 出勤簿(タイムカード) (4) 請願簿 (5) 請願書 (6) 出張命令簿 (7) 各種書類(簿類、通勤届、扶養親族届) (8) 選休表 (9) 起案書 (10) 支出命令書(支出負担行為何書) (11) 家賃請求書 (12) 名札 (13) 身分証明書(両姓併記) (14) 研修簿 (15) 前各号に掲げるもののほか、所長が旧姓を使用することに支障がないと認められたもの 2. 公簿の行前に関する文書、発給に関する文書、職員身分関係に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上関係や混乱を招くおそれのある文書については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。 2. 前項の規定による申請は、立川市職員職務規程(昭和24年立川市規程第8号)第35条第2項の規定による履歴変更届と同様に行わなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により当該申請をした職員及び当該職員の所属長に通知するものとする。 (職員の義務) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用における表示及び呼称に当たっては、誤解を招くことのないよう努めなければならない。 2. 行政管理局人事課長は、旧姓使用職員台帳(第3号様式)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用の承認を受けた職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 2. 市長は、前項の規定による届出があつたときは、旧姓使用中止通知書(第5号様式)により、当該届出した職員に通知するものとする。 (委任) 第7条 この要綱の施行に必要な事項は、行政管理局長が別に定める。	立川市議会	1	1	2	1		2	1	1	1	1	1	2			
13	203	武蔵野市	1	武蔵野市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することを認めることにより、本市行政の継続性及び安定性を確保するとともに、職場に於ける男女平等の実現を図ることを目的とする。	武蔵野市議会			3							4	4	4	4	4	4

都 道 区	市 区	市 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上の規定が、次のうちどれか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後休業期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後休業期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
13	204	三鷹市	1 “(趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会生活の継続性を確保するとともに、世帯における男女平等の実現を図るため、三鷹市議員(以下「議員」という。)が氏を改めらるる後、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改め、議員(新規に採用された議員を含む。)で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として三鷹市役所庶務課(昭和27年三鷹市制令第9号)第2条第2項の規定に基づく改姓の届出(新規に採用された議員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届出)とともに、市長に届出するものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 前項の届出を受けた場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、議員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって法律上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 市民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じおそれないときは、この限りでない。 (義務) 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓使用に当たっては、常に適正な使用に努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用届(様式第2号)を受理するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する議員で旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届け出るものとする。 (通知) 第6条 市長は、第2条第1項に規定する旧姓使用届を受理した場合及び前条に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、直やかに当該議員及びその所属先に通知するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成8年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行前に婚姻その他の事由により氏を改めた議員は、平成10年9月31日までに第2条第1項の規定に基づいて届出することにより、旧姓を使用することができるものとする。 様式 略” □	三鷹市議会	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	205	青梅市	2	青梅市議会	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 町 村 区	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	別表第2(第20条)個別権限事項表 議員課人事係 「49 議員の旧姓の使用を承認すること。」 ※他に「府中市議員の旧姓の使用に関する要綱」	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	206	府中市	府中市職務権限規程	府中市議会	1	2	2	1	府中市議会会議規則の一部を改正する規則 第2条第1項中「事故のために」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために」、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。 第59条の2第1項中「事故のために」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために」、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	207	昭島市	昭島市議員旧姓使用取扱要綱	昭島市議会	1	1	2	1	昭島市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項及び第40条第2項議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の3週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1		
13	208	調布市		東京都調布市議会	1	2	2	1	調布市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日以前の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)及び出産後の10週間の期間の範囲内において連続した16週間(多胎妊娠の場合にあつては24週間)を限度として、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1		
13	209	町田市	町田市議員旧姓使用取扱要綱	町田市議会	1	1	3	2	第2 旧姓使用の範囲 1 旧姓使用できる文章等は、法令等に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用されている文章等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じざるおそれのないものとする。 2 公権力の行使又は議員の身分に関する文章その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じざるおそれのある文章等については、旧姓を使用することはできない。	2	4	1	1	1	1	1	1		
13	210	小金井市	小金井市議員旧姓使用取扱要綱	小金井市議会	1	2	3	2	全文(第1条から第7条まで)	2	4	4	2	2	2	2			

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないか」制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
コ ー ド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
13 211	小平市	1	小平市議員服務規程 (旧姓の使用) 第4条の2 議員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定めるところにより、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下この項において「旧姓使用」という。)を希望する場合は、速やかに総務部職員課に申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、総務部職員課長は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 前項の規定による旧姓使用の通知を受けた職員は通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、前項の規定による旧姓使用中止の通知を受けた職員は通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 議員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	小平市議会	1	2	3	2						4	4	4	4	2	4	
13 212	日野市	2		日野市議会	1	2	2	1	日野市議会会議規則 第2条第3項 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後の期間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。口						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はない」と制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
コ ー ド	コ ー ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後休業期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後休業期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
13	213	東村山市	1	東村山市議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、東村山市議員(以下「職員」という。)が妊娠、産子縁組その他の事由(以下「前項等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、個性と能力を一層発揮でき、快適に働くことができるよう引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。	東村山市議会	1	2	2	1	東村山市議会会議規則 第1章会議 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第2章委員 第84条 第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1	
13	214	国分寺市	1	国分寺市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、妊娠その他の理由により氏を改めるとする不妊症、不妊症を原因とした社会活動の継続性を確保するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、国分寺市議員(以下「職員」という。)の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改めた職員(新姓に採用された職員を含む。)で旧姓を利用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として国分寺市議員職務規程(昭和40年規程第3号)第1条(職)第1項(職)第2号の規定に基づき改姓の届出とともに、市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の届出を受けたときは、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 市民、他の市区町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上の氏名を使用する場合で、世帯又は支所を出るおそれがないときは、この限りでない。	国分寺市議会	1	2	2	1	国分寺市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1	1	1	1	1	4

都 市 区 町 村 コ ロ ニ イ ド	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認められている。」と制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、適法に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、適法に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
13	215	国立市	1	国立市議会	1	3	2		2			1	1	1	1	1	1
		<p>国立市議員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる議員の不利暨及び不都合を軽減し、職場における男女平等の象徴を醸成するとともに、業務の継続性及び安定性を確保するため、議員が氏を改め(以下「旧姓改め」を改める前の氏(以下「旧姓」という。))を使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓使用の範囲)</p> <p>第2条 旧姓の使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。</p> <p>(1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合</p> <p>(2) 市長、他の行政機関その他関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合で、憲法又は法律を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(旧姓使用の届出)</p> <p>第3条 氏を改めた議員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用するものは、旧姓使用届(第1号様式)により、原則として国立市議員職務規程(昭和42年2月国立市訓令(甲)第11号)第19条第2項の規定による届出の届出(新規に採用された職員にあっては、同条第1項の規定による氏名の届出)とともに、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(責務)</p> <p>第4条 前条の規定による旧姓の使用の届出を行った職員(以下「旧姓使用職員」という。))は、旧姓の使用に当たっては、常に適正な使用に努めなければならない。</p> <p>2 旧姓使用職員は、職員として氏名を用いるときは、第2条各号に掲げる場合を除き、旧姓を使用しなければならない。</p> <p>3 市長は、旧姓使用職員台帳(第2号様式)を整備するとともに、旧姓の使用の適正な運用管理に努めなければならない。</p> <p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 職員は、特段の理由なく第3条の規定による旧姓の使用の届出と第5条の規定による旧姓の使用の中止の届出を繰り返してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この訓令は、平成28年3月31日から施行する。</p> <p>2 この訓令の施行の日前に婚姻その他の事由により氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から平成28年9月30日までの間、第3条の規定に準じて旧姓の使用の届出をすることができる。</p>															

都 市 区	市 区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
市 区 村	市 区 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
13	216	福生市	1	福生市議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	2	2
13	219	柏江市	1	柏江市議会	1	1	3	2		1				2	2	2	2	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないか」制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
	13 219 柏江市	(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。													
	13 220 東大和市	東大和市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第5条 市長は、旧姓使用申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、旧姓使用承認通知書により当該議員及び当該議員の所属先に通知するものとする。	東大和市議会	1	2	3	2			2				4	4
	13 221 津瀬市	東久留米市議員旧姓使用取扱要綱	津瀬市議会	1	2	3	2			2				4	4
	13 222 東久留米市	第1 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	東久留米市議会	1	2	2	1			2				1	1
	13 223 武蔵村山市	武蔵村山市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めたことによる議員の不利益及び不都合を軽減し、選挙の継続性及び安定性を確保するため、議員が氏を改めた後も引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	武蔵村山市議会	1	2	2	1			2				1	1
	13 224 多摩市	多摩市議員服務規程 第6条(旧姓等の使用) 議員は、別に定めるところにより、婚姻等によって氏を改めた後引き続き旧姓を使用すること及び事業上の関係のある場合において、相手側の氏を使用することができる。	多摩市議会	1	2	2	1			2				1	1
	13 225 稲城市	稲城市議員旧姓等使用取扱要綱 平成24年1月20日 市長決議	稲城市議会	1	2	2	1			2				1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はないか。	問3 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はないか。	問4 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はないか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、運去に事例が無い							
コ ー ド 名	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、運去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13 227	羽村市	1	羽村市職委員の旧姓使用の手続きに関する基準 羽村市職員(以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により氏を改めた後も、職務上の範囲で引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについての基準は次のとおりとする。 1 旧姓使用を希望する者は、「旧姓使用届」により使用する旧姓その他必要な事項を市長に届け出る。 2 旧姓使用を行う範囲は、次の各号に掲げる場合を除き別表のとおりとする。 (1)法令等により戸籍上の氏を使用することが求められているとき (2)他の機関などから戸籍上の氏を使用することが必要と認めるとき 3 旧姓使用をする職員は、常に適正な使用に努めなければならない。 4 市長は旧姓使用職員台帳により、旧姓使用職員の旧姓、戸籍上の氏その他必要な事項を登録し、旧姓使用の適正な運用管理に努める。 5 旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により市長に届け出る。	羽村市議会	1	2	3	2	3	羽村市議会議員の議員報酬等の特別に関する条例により、出産の場合には減額を適用しない規定されている。	4	4	2	4	2	2	
13 228	あきる野市	1	あきる野市職員の旧姓使用に関する基準 第2条 旧姓使用をすることができる文書等は、別表第1に掲げるとおりとする。 別表第1(第2条関係) 1 職務で使用する呼称 2 職に氏名が記載されたもの (1) 名札 (2) 名刺 (3) 職階表及び配属配置表 3 職員の権利や義務に関係する文書等で、職員の同一性を確認することが容易であり、対外的及び対外的にも法律上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 出勤簿 (2) 休暇及び職務免除関係文書 (3) 超過勤務等命令簿 (4) 出張命令書(兼旅費請求書) (5) 運動簿 (6) 扶養簿 (7) 職員研修関係文書 4 市内で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認することができ、対内的及び対外的に法律上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 起家等の決議文書 (2) 支出負担行為及び支出命令書 (3) 人事異動内示 5 その他別表第2に掲げる文書等以外のもの	あきる野市議会	1	2	2	1	3	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前日から当該出産予定日後10週間を経過する日までの間で、16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間)を超えない範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、出産が当該出産予定日後となった場合で、当該期間経過後も出席できないときは、妊娠中に8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)を超えた日数に相当する期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	員体例、減額免除規定がある	1	1	1	1	1	1
13 229	西東京市	1	西東京市旧姓使用取扱要綱 第1 趣旨 この要綱は、職員の男女平等に関する理解促進と円滑に職務を遂行できる職場環境の整備を図るため、一般職の職員(専任、非常勤及び臨時任用の職員を除く。以下これを「職員」という。)が旧姓使用(婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により旧姓を改めた後も、引き続き改める前の氏を使用することをいう。以下同じ。)をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。	西東京市議会	1	1	2	1	2	西東京市議会会議規則 第1条 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配属者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時前までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条から第9条まで 総則(欠席の届出) 第9条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配属者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時前までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休職期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	303	瑞穂町	1	瑞穂町議会	1	2	3	2		3		4	4	4	4	4	4
13	305	日の出町	1	日の出議会	1	2	3	2		1		4	4	4	4	4	4
13	307	穂原村	2	穂原村議会	1	1	3	2		2		4	4	4	4	1	4
13	308	奥多摩町	1	奥多摩町議会	1	2	2	2		2		4	4	4	4	4	4
13	381	大島町	1	大島町議会	1	1	3	2		2		2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選じた場合、「欠席事由として明記した規定はない」か。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
13	382	利島村	4	2 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用に関する承認通知書(様式第2号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申出書(様式第3号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。 2 職員は、特段の理由なく旧姓使用の申出と旧姓使用の中止申出を繰り返してはならない。 (旧姓使用者台帳) 第6条 総務課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (委任) 第7条 この規程に定めるもののほか旧姓使用に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。 附 則 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。	利島村議会	3												
13	383	新島村	1	2 第1条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後において、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申請しなければならない。	新島村議会	2							2	2	2	2	2	2
13	384	神津島村	1	1 神津島村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後において、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の範囲) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申請しなければならない。	神津島村議会	1	2	3	2			2					2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はない」制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
コ ー ド 名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
13 381	三宅村	1	三宅村議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第2条 旧姓を使用できる文書等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 組織内部で使用されるもの ア 起案文書 イ 職務に係る文書 ウ 給与に係る簿 (2) 対外的にも使用されるが特別な法律関係を定む必要のないもの ア 議員の呼称 イ 名札 ウ 名刺 エ 職員名簿 オ 座席表 (3) その他特に支障がないと任命権者が認めたもの	三宅村議会	1	1	2	1		2				4	4	4	4	1	1
13 382	明礪島村	4		明礪島村議会	2									4	4	4	4	2	4
13 401	八丈町	2		八丈町議会	1	2				2				4	4	4	4	2	4
13 402	雲々島村	4		雲々島村議会	3					2				4	4	4	4	4	4
13 421	小笠原村	2		小笠原村議会	1	2	3	2		2				1	4	4	4	4	4

調査時点	議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 市 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当局長又は男女共同参画センターの具 体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されてい るか。	問11 議会におけるハラステ ント防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、 行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記 入してください。	問14 男女共同参画に関する研 修(ハラステメント防止に 関するもの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	1. 位置づけられた規 定がある。	2. 位置づけられて いない。	3. その他(不明等)				
	コ コ リ イ ド	1. 人員及び場所の設置 または提供がはれてい る。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がはれて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	止1 に 規 定 す ら 等 が あ る	常 開 2 口 す を る ハ ラ ス テ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 み を 行 っ て い る	止3 に 関 する 研 修 を 行 っ て い る	4 . そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。	問15で、1.を選択した場 合該当部分の条文(本文)を 記入してください。		1. 位置づけられた規 定がある。	2. 位置づけられて いない。	3. その他(不明等)	
		0	0	12	3	0	0	0		3	7			13			
		6	14	12	0	0	0	0		8	36			45			
		0	1	38	0	0	9	0		51	1			4			
		56	47	0	0	0	0	1		0	18						
13101	千代田区	2	2	3						3	2			2			
13102	中央区	4	4	3						3	2			1			中央区地域防災計画 復旧・復興期には、女性センター(ブーク21)が 女性のさまざまな相談に応じていく。【第2節 第6 編 第2章 第41(3)】
13103	港区	2	2	2						2	2			1			港区地域防災計画 震災編 第2節震災予防計画 第10章避難者対策(P142 ~143) (3) 区民避難所(地域防災拠点)の設備の充 実・強化 女性の視点を反映した避難所運営体制の構 築
13104	新宿区	4	4	1	1					3	2			2			新宿区議会議員政治倫理条例 第8条 議員は、その地位を利用して、議がせ をし、強制し、又は圧力を掛ける行為をしてはな らない。 2 議員は、セクシュアル・ハラメント(他の者が 不快に感じる性的な言動をいう。)に当たる行為 その他人権侵害のおそれのある行為をしてはな らない。□
13105	文京区	4	2	1				3		1	1			1			文京区議会先例 【15】その他 2 議員の氏名は、届出により、本名に代えて通 称名を使用することができることを例とする。
13106	台東区	2	2	2						2	2			2			第19期墨田区議会申合せ
13107	墨田区	4	4	1				3		3	1			2			第16 その他 2 議会内の議員名について (1)原則として戸籍名とする。 ただし、通称名等を使用する希望のある議員 は、あらかじめ議長にその旨を届け出なければ ならない。
13108	江東区	4	4	3						3	2			2			品川区地域防災計画(本冊) 総-21 滞留者支援部
13109	品川区	2	4	3						3	2			1			1 部所属施設の管理保全および利用者の安 全・被災状況の把握に関すること。 2 帰宅困難者の収容および保護(物資含む)に 関すること。 3 被災状況の把握および報告に関すること。 4 帰宅困難者受け入れ施設開設および管理運営 に関すること。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。		3. その他(不明等)	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	増止1 規定する(等)がある(ハラスメント)の取組	意問2 口をハラスメントを防止する(等)の取組	増止3 研修を行う(等)の取組	4. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
13	110	目黒区	4	4	3						3	1	目黒区議会申し合わせ事項 第1総括 1 氏名の表記について 議員氏名の表記は、通称を用いる。なお、法令等に基づく氏名の表記についてのみ戸籍名を使用する。	2	
13	111	大田区	4	4	3						3	2		1	大田区地域防災計画 女性が避難所での共同生活を行うにあたっては、一定のプライバシーを確保するための配慮が必要であり、着替え、授乳、トイレ等のためのプライベートスペースの確保や部屋割り、男女別のトイレ設置等を検討することが大切である。区は避難所にプライベートスペースを確保し、生活用品や乳児向け用品(哺乳瓶、粉ミルク、バスタオル等)の備蓄を進めている。また、被災後、できるだけ早期に女性の様々なニーズを把握し、集約するため、女性の相談体制を構築して、さらに避難が長期化する場合には、避難所では出しにくい女性の声を聞き止める女性の意見交換の場として、エゼンおた等を活用していく。
13	112	世田谷区	4	4	1	1	3				3	1	議会運営に関する主な確認事項 ＜1＞議員・会派＞1 議員 (1)氏名 議会で使用する議員の氏名は、原則として戸籍名とするが、届出ることにより、選挙時に使用した氏名等を使用することができる。	1	世田谷区地域防災計画(令和3年修正) 区は、男女共同参画センターにおいて、女性のための相談窓口を開設し、男女共同参画の観点からの相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発、相談窓口情報の提供、団体・専門家等の連携調整、女性の就業・起業等の支援などの実施を検討する。
13	113	鎌倉区	4	4	3						3	2			2
13	114	中野区	4	4	3						3	2			2
13	115	杉野区	2	2	3						3	2			2
13	116	豊島区	4	2	1		3				3	2		1	豊島区地域防災計画 相模原の本動員に「男女平等推進センター所長」と明記した。

都 市 市	区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(平引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17			
府	町	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12で、1.を選択した場合、該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14で、1.を選択した場合、男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17で、1.を選択した場合、政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
県	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1. 行っている。	1. 行っていないが、今後取組む予定である。	2. 行っていないが、今後取組む予定である。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	4. その他	その他内容	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不平等)	
コ	コ	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	2. 行っていないが、今後取組む予定もない。	
ロ	ド	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	3. 行っており、今後、取組む予定もない。	
名		4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	
13	204	三鷹市	4	4	3					3	1	2	三鷹市議会旧姓使用取扱要綱 「(趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するとともに、市議会における男女平等の実現を図るため、三鷹市議会議員(以下「議員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 〔旧姓使用の提出〕 第2条 氏を改めた議員で旧姓を使用するものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として改姓の届出とともに、議長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、議長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 〔旧姓使用の範囲〕 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、議員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令などによって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) その他、旧姓使用により実務上混乱または支障を生じるおそれのあるもの(責務) 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓使用に当たっては、議会活動及びその関係する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 〔旧姓使用の中止〕 第5条 旧姓を使用する議員で旧姓使用を中止するものは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、議長に届け出るものとする。 (通知) 第6条 議長は、第2条第1項に規定する旧姓使用届を受理し、議会活動に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに議会運営委員会に報告するものとする。 (変更) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成23年9月26日から施行し、平成23年9月8日から適用する。
13	205	豊橋市	4	4	3					3	4	2	
13	206	伊中市	4	4	1					3	2	2	
13	207	沼津市	4	2	3			3		3	2	2	
13	208	環都市	4	4	3					3	2	2	
13	209	新田町	4	4	3					3	2	2	
13	210	小金井市	4	4	3					3	2	1	小金井市地域防災計画 各節の事務分掌において、「被災女性総合相談に関すること」の記載。
13	211	小平市	4	4	3					3	1	2	
13	212	日野市	4	4	3					3	2	1	日野市地域防災計画 【巻録ボランティア】【専門ボランティア】 ○ 受け入れのための体制整備を図る。 ○ 平常時からの連絡体制の整備を図る。 ○ 女性リーダーを増やす・育成する。 ○ 男女双方に配慮した避難所運営がなされているか確認できるよう避難所運営状況確認シートを作成し、避難所の女性リーダーが活用できるようにする。□
13	213	茅村山市	4	4	3					3	2	2	
13	214	部分専市	4	2	3					3	2	2	
13	215	国立市	4	4	1	1			国立市政治倫理条例 第4条第5号 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと	3	2	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
	コ コ ロ イ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	増止1 に、 規定 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 も な い。 等 が 定 ん へ と 倫 防	意 見 2 口 す を る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 も な い。 等 が 定 ん へ と 倫 防	研 修 3 を 行 う 予 定 も な い。 等 が 定 ん へ と 倫 防	4 ・ そ の 他 其 他 内 容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
13	218	福生市	4	4	3					3	4			2	
13	219	昭江市	4	4	3					3	2			2	
13	220	喜多川市	4	2	3					3	2			2	
13	221	清瀬市	4	4	3					3	2			2	
13	222	喜久母市	4	4	3					3	2			2	
13	223	藤澤市	4	4	3					1	4			3	
13	224	多摩市	4	2	3					3	2			2	
13	225	稲城市	4	4	1					3	4			1	第五次稲城市長期総合計画、稲城市地域防災計画 男女共同参画等の視点、意見を踏まえた防災対策の確立や避難所で女性、要配慮者等が安心できる環境づくりに努める
13	227	羽村市	4	4	2					3	4			2	性差による不平等が生じないように配慮している。
13	228	赤松市	4	4	3					3	2			2	
13	229	瑞穂市	4	4	1			3		3	2			2	
13	303	瑞穂市	4	4	3					3	4			2	
13	305	日の出町	4	4	2					2	4			4	
13	307	藤原村	4	4	2					2	4			2	
13	308	赤松市	4	4	3					3	4			2	
13	361	大島町	4	4	3					3	4			2	
13	362	利根町	4	4	3					3	4			3	
13	363	新倉村	4	4	2					2	3			2	
13	364	神津島村	4	4	2					3	4			2	
13	381	三宅村	4	4	3					3	4			3	
13	382	伊藤島村	4	4	3					3	4			2	
13	401	八丈町	4	4	3					3	4			2	
13	402	貴ヶ島村	4	4	2					2	4			2	
13	421	小笠原村	4	4	2					3	4			2	